

生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）への推薦に係る公募要領

—ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワークへの加盟申請—

令和 6 年 6 月
日本ユネスコ国内委員会
科学小委員会
人間と生物圏（MAB）計画分科会

【趣旨】

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、「人間と生物圏（Man and the Biosphere:MAB）計画」の枠組みにより、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とした取組を推進しています。

このたび、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）は、本計画に基づいて、「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク」への加盟する地域（ユネスコが「生物圏保存地域（Biosphere Reserve:BR）」（日本国内では、「ユネスコエコパーク」）として認定するもの）について、我が国からの推薦候補地を公募します。

本公募は、令和 7 年 9 月を目途にユネスコへ推薦する候補地を募集するものです。

- ユネスコエコパークに関する概要は以下のリンク（日本ユネスコ国内委員会ホームページ内）を御参照ください。

＜生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）＞

<http://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm>

- 申請様式等は以下からダウンロード可能です。

＜生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）への申請について＞

<http://www.mext.go.jp/unesco/005/1358624.htm>

1. 申請対象

ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク（World Network of Biosphere Reserve:WNB）に関する定款（「BR 世界ネットワーク定款」（別紙 1）に示されている BR（ユネスコエコパーク）としての機能や基準を満たしている地域

※推薦地域の区域の設定については、「ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方」（別紙 3）に基づいて行うこと。

2. 申請者

申請する生物圏保存地域において、ユネスコエコパークとしての取組を管理運営する自治体等（自治体及びその他関係団体により構成される協議会を含む）

※申請地域における取組の運営母体であること。

※関係地域の自治体等から構成される組織の体制が確立されていること。

※様式 3 にて、当該地域に含まれる全ての関係自治体の首長等からの同意書を添付すること。

3. 申請方法

申請を希望する自治体等は、日本ユネスコ国内委員会に、以下により、必要書類（「申請概要」（様式 1）、「生物圏保存地域申請フォーム[仮訳]」（様式 2）、及び「同意書」（様式 3））を提出ください。

※電子メール及び郵送等の両方により提出ください。電子メールのみ又は郵送等のみの応募は申請と見なされません。

[1] 電子メール

- ・様式 1、様式 2 及び様式 3 を Word ファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。
- ・メールの件名は、「【ユネスコエコパーク申請書】（申請者名）」とすること。
- ・メールを受信した場合は、受信確認メールを返信するので、必ず確認すること。メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

[2] 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・様式 1、様式 2 及び様式 3 の紙媒体で正本 1 部、副本 7 部及びデータを下記「本件担当、連絡先」へ送付すること。
- ・封筒に「ユネスコエコパーク申請書在中」と朱書きすること。
- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。

[3] その他

- ・提出書類に不備がある場合、審査対象とならない場合がある。
- ・提出書類を受領した後の修正（差替え含む）は、認められない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取る。
- ・日本語、英語を含め、申請書作成の費用については、選定結果にかかわらず申請者の負担とする。

[4] 提出期限

令和 6 年 10 月 31 日（木曜日）18 時必着

4. 審査の手順

提出された書類に基づいて、日本ユネスコ国内委員会科学小委員会人間と生物圏（MAB）計画分科会において審査を行います。最終的なユネスコへの申請の可否については、令和 6 年 3 月頃までに決定します（別紙 4 を参照）。

5. 国内審査における評価基準

「生物圏保存地域審査基準」（別紙 2）を満たしていること。また、ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク（World Network of Biosphere Reserve: WNBR）に関する定款

（「BR 世界ネットワーク定款」）（別紙 1）に示されている BR（ユネスコエコパーク）としての機能や基準について満たしていること。

6. ユネスコへの登録申請

ユネスコへの推薦が認められた場合には、申請者は令和 7 年の 7 月頃までに、生物圏保存地域申請書（英文）Biosphere Reserves Nomination Form を日本ユネスコ国内委員会宛てに提出し、同年 9 月頃に同委員会からユネスコへ推薦することになります（別紙 4 を参照）。

7. その他

- 申請に際しては、ユネスコエコパークに資する活動実績があり、当該地域におけるユネスコエコパークの趣旨に対する理解が進んでいる地域であることが求められます。ユネスコエコパークの趣旨及び活動を推進する上での重要事項は 6 ページ目に留意点としてまとめています。また、「我が国のユネスコエコパークの更なる推進に向けて生態系の保全・持続可能な利活用を推進するモデル地域の発展―（令和 3 年 3 月 25 日 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会人間と生物圏（MAB）計画分科会）」（関係資料 5）も参照ください。
- ユネスコエコパークは、「人間と生物圏（Man and the Biosphere）計画」の枠組みにおいて現在運用されている「MAB 戦略」（関係資料 2）及び「リマ行動計画」（関係資料 3）に積極的に取り組むことが求められます。申請に際しては、これらの戦略・行動計画に基づいたユネスコエコパーク管理運営計画の策定が必須になります。
- また、MAB 計画事業の枠組み・戦略・行動計画を確実に実施していくことを支援するための「生物圏保存地域テクニカルガイドライン」（関係資料 4）が策定されておりますので、申請にあたってご参考になしてください。
- ユネスコエコパークとして認められた場合には、自動的に「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク」に加盟することになりますが、これとは別に、国内においては、ユネスコエコパークに認定された地域のネットワークである「日本ユネスコエコパークネットワーク（Japan Biosphere Reserves Network（JBRN））」があります。これから、ユネスコエコパークへの認定申請に意欲を持つ地域に対し、JBRN においては認定までの経験共有等を行っておりますので、ご参考になしてください。

【JBRN に関するお問合せ先】

日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）事務局
祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会事務局（大分県生活環境部）
TEL：097-506-3025

■関係書類

＜提出資料＞

- ・様式1 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）申請概要
- ・様式2 生物圏保存地域申請フォーム[仮訳]
- ・様式3 同意書

＜公募要領別紙＞

- ・別紙1 世界ネットワーク（WNBR）定款の英語版と仮訳
- ・別紙2 生物圏保存地域審査基準（日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会決定）
- ・別紙3 ユネスコエコパーク（BR）の保護担保措置・ゾーニングに関する基本的な考え方
- ・別紙4 ユネスコエコパーク申請に係る主な手続の流れ

＜その他関係書類＞

- ・関係資料1 申請書（英語）：Biosphere Reserves Nomination Forms（ユネスコへの本申請書）
- ・関係資料2 MAB 戦略（2015-2025）（仮訳）
- ・関係資料3 リマ行動計画（仮訳）
- ・関係資料4 生物圏保存地域テクニカルガイドライン（仮訳）
- ・関係資料5 我が国のユネスコエコパークの更なる推進に向けて一生態系の保全・持続可能な利活用を推進するモデル地域の発展—（（令和3年3月25日 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会人間と生物圏（MAB）計画分科会）

■参考リンク

- 日本ユネスコ国内委員会事務局

<http://www.mext.go.jp/unesco/005/1341691.htm>

※以下の情報を掲載しています。

- ・ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）概要（パンフレット含む）
- ・国内ユネスコエコパークホームページ（各ユネスコエコパークのホームページへのリンク）
- ・ユネスコ人間と生物圏（MAB: Man and the Biosphere）計画ホームページ（※ユネスコのホームページへリンク）
- ・「セビリア戦略（生物圏保存地域世界ネットワーク定款含む）」等〔仮訳〕と英語版

- 日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）

<https://main-jbrn.ssl-lolipop.jp/>

※日本のユネスコエコパークの概要や JBRN としての活動が掲載されています。

- 日本 MAB 計画支援委員会

<http://mab.main.jp/>

※ 日本 MAB 計画支援委員会は、JBRN を通じた交流の円滑化、及び各 BR の活動を科学

的見地から支援する、学術研究者等で構成される任意団体です。

※ ユネスコエコパークの事業概要、国内における最近の動き等について情報が掲載されています。

【本件担当、連絡先】

〒100－8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省国際統括官付ユネスコ第三係

TEL：03－5253－4111（内線 2557）

E-mail：jpnatcom@mext.go.jp

（メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコエコパーク国内公募について」とすること。なお、問合せについては、国内公募要領、並びに申請書における記載内容についてのみ対応可能であり、申請書の内容の改善等、その他の事柄に関する問合せは一切受け付けない。）

生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）について【留意点】

ユネスコは、1971 年、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学的研究を進めるユネスコの政府間事業として「人間と生物圏（Man and the Biosphere : MAB）計画」を開始しました。ユネスコは、本 MAB 計画を実践するモデル地域を広めるため、「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク」を整備し、本ネットワークに加盟する地域を「生物圏保存地域（Biosphere Reserve : BR）」として認定し、相互の学びによる取組の向上と普及を推進しています。

世界遺産が、手つかずの自然を守ることを原則とする一方、ユネスコエコパークは、生態系の保存と持続可能な利活用の調和を目的とする取組です。

＜生物圏保存地域の目的＞

生物多様性の保全、経済と社会の発展、及び学術的支援の 3 つの機能をもち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存している地域を指定することにより、地域の取組と科学的な知見に基づく人間と自然の共生に関するモデルを提示する。

生物多様性の保全、生態系サービスの回復・強化及び天然資源の持続可能な促進、持続可能で健全かつ公平な経済、社会及び反映する人間居住地の構築、並びに気候変動や地球環境の変化のその他の側面を件和してこれに適応するための人々の能力強化を図る。

- 認定される地域については、生物圏保存地域としての登録の要件が定められていますが（別紙 1～3 参照）、すでに**地域主導の活動**として生態系の豊かさが保全されているか、持続可能な資源利用や自然保護と調和のとれた取組がされているかを示す必要があります。また、**認定後はユネスコエコパークとして、これらの活動の継続・発展を担保する組織体制や計画があるかが重要**になります。ユネスコエコパークの構想、計画、実施等のすべてのプロセスにおいて、地域の利害関係者や市民を巻き込み、**オープンかつ参加型アプローチ**がとられていることが必要です。
- 認定された地域は、「ユネスコ生物圏保存地域世界ネットワーク（World Network of Biosphere Reserve : WNBR）」に加盟することになります。MAB においては、サステナビリティ・サイエンスや教育を通して学んだ教訓を生かし、最新かつ開かれた透明性の高い方法を利用して情報を伝達することとしています。世界ネットワークの一員として国際的にも協力しながら、自然科学と社会科学を基盤に、生態系の保全と持続的な利活用の調和を目的とした取組をさらに進めることが求められます。世界ネットワーク（WNBR）のほか、各地域においてもネットワークが設立されており、認定された地域はこれらのネットワークに参画し、ユネスコエコパークの更なる発展のために協力していくことが求められます。
（日本の認定地域が参画しているネットワーク）
 - ・ユネスコ BR 世界ネットワーク会議
 - ・東アジア地域生物圏保存地域ネットワーク会議
 - ・東南アジア生物圏保存地域ネットワーク会議
- 「人間と生物圏計画」においては、これまで、セブリア戦略とマドリッド行動計画（2008－2013）及び MAB 戦略とリマ行動計画（2016-2025）の**2 つの戦略・行動計画**が示されており、認定される地域はこれらの戦略・行動計画を推進する地域となります。認定される地域においては、特に、**MAB 戦略とリマ行動計画に即した取組を積極的に企画し進めていくことが重要**になります。また、WNBR の一員として、効果的で機能的な、持続可能な開発モデルとして**持続可能な開発目標（SDGs）に向けた努力し、ユネスコエコパークとして持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に貢献**することが強く求められます。
- 認定された地域は、取組状況について、10 年ごとに定期報告をユネスコへ提出することが求められます。